

道路整備財源の制度堅持に関する意見書

道路は、住民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本であり、少子・高齢化が進展する中、地域の自立・競争力の強化を図るためには、地方が必要とする道路の整備を計画的かつ迅速に進める必要があります。

当市では、中越大震災、本年7月の中越沖地震と二度にわたる未曾有の災害を経験し、道路は災害時の避難路や救援活動のための生命線であるとともに、災害からの復旧・復興においても大きな役割を担っていることを痛切に感じているところであります。

当市は、合併により広域化したため、地域の潜在力を真の地域振興に生かしていくには、広域道路ネットワークの構築が極めて重要であります。このため、有効活用を図る越路・長岡南スマートインターチェンジ（仮称）の整備、信濃川で分断された東西地域の連携強化に必要な長岡東西道路の整備や大手大橋の4車線化、加えて高齢者や障害者に配慮した歩行者空間の整備等に対しても、積極的に対応していく必要があります。

さらに、例年豪雪に見舞われる中山間地を抱え、冬期における生活道路の確保など多くの課題を抱えており、「安全で安心な地域を支える道路」にはほど遠い状況であります。

こうした中、道路整備の財源を確保するため制定されている「道路整備費の財源等の特例に関する法律」、「租税特別措置法」等の関係法令が本年度末に改正時期を迎えますが、これらの特例措置が維持されない場合には、高規格道路ネットワークの整備のみならず、地域独自の課題に対応するために整備が進められている道路事業にも大幅な遅れが生じ、地域住民の日常生活の安全性や利便性の確保に重大な問題が生じます。

よって、国会並びに政府におかれては、地方における道路網整備の実態とその必要性を認識され、その財源を確保する現行の道路整備財源制度を堅持し、地方の道路整備が遅れることのないよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年12月25日

長岡市議会議長 五 井 文 雄

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、
経済財政政策担当大臣